

福生福第2273号
令和5年9月28日

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会
会長 山口 宏樹 様

さいたま市長 清水 勇人



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

令和5年10月1日から令和10年9月30日まで